

松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会

第8回議事録

第8回松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会  
議 事 概 要

- 1 日 時 令和7年3月23日（日）午前10時10分から  
午前11時50分まで
- 2 場 所 現場事務所（住所：松戸市幸谷725番地）
- 3 出席委員 10名（欠席委員0名）  
色川 稔 委員 大川 己江子 委員  
大場 貴裕 委員 河合 紫織 委員  
郡司 明彦 委員 酒井 珠子 委員  
田嶋 幸浩 委員 千葉 秀明 委員  
板谷 和也 委員 寺島 伸一 委員
- 4 傍 聴 者 非公開のためなし
- 5 事 務 局 9名  
街づくり部 部 長 小倉 慎一  
審 議 監 巽 佳代子  
区画整理課 課 長 河村 力  
課長補佐 柴山 好員  
担 当 者 三小田 泰紀 浅野 匡亮  
金子 司 高橋 優紀 山浦 新平
- 6 会議の公開 非公開で開催  
・非公開 ※土地区画整理法に規定する諮問事項で会議の公開・非公開の対  
象となる議題の予定はないため。
- 7 議 題
  - 1 会長・会長代理の選任について
  - 2 会議の公開・非公開の決定について
  - 3 議席の決定について
  - 4 議事録署名人の指名について
- 8 会議経過 1 開会  
及び概要 土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の過半数  
の出席（出席10名）により会議の成立を報告。  
  
2 挨拶  
区画整理課河村課長より挨拶。

- 3 委員紹介  
各委員より、一言ずつ挨拶。学識経験委員の紹介。
- 4 事務局説明  
土地区画整理審議会の設置根拠、会議の流れを説明。
- 5 議題
  - (1) 会長・会長代理の選任について  
→会長が田嶋委員、会長代理が大川委員に決定。
  - (2) 会議の公開・非公開の決定について  
→新松戸駅東側地区土地区画整理審議会傍聴要領を説明。
  - (3) 議席の決定について  
→今後、会議の進行を担当するため、会長を議席番号1、会長代理を議席番号2とすることを事務局より提案し、会長代理に承認を得る。議席番号3以降は、抽選により決定。  
決定した議席番号は以下の通り。  
議席番号 1 田嶋会長 議席番号 2 大川会長代理  
議席番号 3 郡司委員 議席番号 4 千葉委員  
議席番号 5 色川委員 議席番号 6 河合委員  
議席番号 7 大場委員 議席番号 8 板谷委員  
議席番号 9 寺島委員 議席番号10 酒井委員
  - (4) 議事録署名人の指名について  
→会長より議席番号3 郡司委員と議席番号4千葉委員を指名。今後の会議では、出席委員の中から議席番号順の持ち回り制で署名人を指名することを会長より報告。
- 6 写真撮影  
土地区画整理審議会委員の集合写真を撮影。
- 7 閉会

## 第8回松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会

### 議 事 録

#### 1 開会

##### 事務局

ただいまより、第8回松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会を開催いたします。

本日は第8回目の審議会となります。進行は、区画整理課の三小田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本審議会は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の出席をもって会議が成立することとなっております。委員10名全員出席でございますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、議事録作成のため、本日の会議を録音させていただくことをご了承願います。

あわせて、ご発言の際には委員名を告げてから、ご意見をいただければと思います。

配布資料の確認ですが、ファイルに閉じられている資料に不備があれば、進行を止めて対応いたします。

それでは開会に先立ちまして、区画整理課長 河村（かわむら）より、ごあいさつ申し上げます。

河村課長お願いいたします。

##### 河村課長

河村です。よろしくお願いいたします。皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、街づくり部長から委嘱状を交付させていただきました。皆様にはこれから土地区画整理審議会の委員としてご尽力いただき、ご協力を賜りながら事業を進めて参りたいと考えております。また、できるだけ早く街びらきを目指しておりますので、委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただき頑張っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

## 事務局

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の流れについてご説明いたします。

## 事務局

お手元の【資料2】をご覧ください。

項目3からの説明となります。事務局説明として本審議会の設置根拠、松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則及び遵守事項についてご説明いたします。

次に、項目4。第2期土地区画整理審議会では初めて行われる審議会でありますので、仮議席番号1番の色川委員から順次、自己紹介と一言をいただけたらと思います。

項目5から議題に入りますが、議題はいずれも「審議会の運営に関する事項」であります。

議題第1号「会長および会長代理の選任について」でございます。今後、議事の進行や諮問事項に対する答申を審議会の代表として行っていただき、会長・会長代理を選任していただきます。

議題第2号「会議の公開・非公開の決定について」でございます。ここでは新松戸駅東側地区土地区画整理審議会 傍聴要領について説明させていただきます。

議題第3号、「議席の決定について」でございます。現在は、仮議席として選出区分ごとに宅地所有者、学識経験者の順で、五十音順とさせていただいておりますが、正規の議席番号を決定します。

議題第4号「議事録署名人の指名について」でございます。事務局が作成した議事録に、ご署名をいただく委員2名を会長からご指名いただきます。詳細は後ほど説明いたします。

最後に項目6。写真撮影です。審議会委員の集合写真を撮影させていただきます。

以上が、会議の流れと本日の議題となります。

早速ではございますが、本審議会の設置根拠、松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則及び遵守事項についてご説明いたします。

本審議会を設置するにあたり、「土地区画整理審議会について」【資料3】に沿ってご説明します。

本審議会は、土地区画整理法第56条に基づき、「都道府県や市町村が施行する土地区画整理事業ごとに土地区画整理審議会を置く」という規定を設置根拠としております。

構成委員は地権者から選挙にて選出した委員8名と学識経験者2名の計10名となっております。

また、委員の任期は5年となっており、皆様におかれましては令和12年1月21日までの委嘱期間となっております。事業完了まで5年ごとに選挙を行い委員の選出を行います

また、「松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則」により本市が施行する土地区画整理事業の審議会の運営に関し必要な事項を定めております。この運営規則の一部について、ご説明させていただきます。

【資料4】の運営規則をご覧ください。

第1条。第1条は規則の目的について定められており、土地区画整理審議会の運営に関し必要な事項を定めると規定されております。

第2条。第2条は会長及び会長代理について定められており会長及び会長代理は互選によって決めること、会長は議事等を総理することや会長代理は会長を補佐することといった役割等について規定されております。

第3条。第3条は臨時会長について定められており、会長が決まる前に最年長の委員が臨時会長として会長の職務を行うことと規定されております。

2頁目にいきます。間飛ばしまして第7条。第7条は会議の公開について定められており、のちほど詳細をご説明いたしますが、原則公開と規定されております。

また間飛ばしまして第10条。第10条は議事妨害の禁止について定められております。「何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。」と規定されており、円滑な議事進行のためにもご発言の際は、その都度、挙手していただき、議長から指名を受けてから委員名を告げて、ご意見をいただければと思います。

3頁目にいきます。最後に第15条。第15条は議事録について定められており、記載する事項のほかに署名者を委員のうちから指名されることや公表することについて定められております。

また、遵守事項としてお伝えしたいことがございます。

4頁目にいきます。審議会委員は、土地区画整理法第71条の6のとおり刑法その他の罰則が公務員とみなされて適用されますので、言動や情報の取扱には十分にご留意いただき、今後の審議内容は、ご家族も含め、外部に漏えいさせないでください。

以上、松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則及び遵守事項について説明を終わります。

## 事務局

それでは、質問等はございますでしょうか。

(質問の受付)

ないようですので、委員の皆様のご紹介にうつらせていただきます。

まず、地権者の委員の皆様方から、一言ずつ簡単に自己紹介をお願いします。資料は前後しますが、配付しております、【資料1】審議会委員名簿の順で色川委員からお願いいたします。

**色川委員→大川委員→大場委員→河合委員→郡司委員→酒井委員  
→田嶋委員→千葉委員の順番で自己紹介を行った。**

## 事務局

ありがとうございました。

続きまして学識経験者は、第1期から引き続き板谷委員及び寺島委員を選任させていただきました。

学識経験者の委員のお二人からも、一言ずつ簡単に自己紹介をお願いします。それでは、板谷委員から自己紹介とひとことご挨拶をお願いいたします。

**板谷委員→寺島委員の順番で自己紹介を行った。**

## 事務局

皆様ありがとうございました。それではこのまま議事を進めさせていただきます

ます。

それでは、議題に入らせていただく前に、正規の会長が決まるまでの間、臨時会長に議事を進行していただきます。

繰り返しの説明となりますが、「松戸都市計画事業 土地区画整理審議会 会議運営規則 第3条」に「会長が選任されるまでの間、最年長の委員が臨時に会長の職務を行う」と規定されております。

従いまして、大川委員に臨時会長をお願いしたいと存じます。大川委員には恐縮ではございますが、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 大川委員

大川でございます。

ただいま、規則によりまして、臨時の会長を引き受けることになりました。誠に僭越ではありますが、正規の会長が決まるまで議事を進行させていただきます。

それでは、議題にうつります。

議題第1号「会長・会長代理の選任について」でございます。事務局より議題の説明をお願いいたします。

### 事務局

議題第1号「会長・会長代理の選任について」お手元の【資料5】に沿ってご説明いたします。

土地区画整理審議会の会長及び会長代理は、「土地区画整理法 第61条第1項及び松戸都市計画事業 土地区画整理審議会 会議運営規則第2条第1項」に「審議会に会長及び会長代理を置き、委員の互選により定める」と規定されておりますことから、会長及び会長代理を各1名ご選任いただきます。

なお、注意点として、「土地区画整理法第61条第4項」では、「会長は委員として審議会の議決に加わることができない。」とあります。

ただし、例外として、「土地区画整理法第62条第3項」で、「可否同数の時は会長の決するところによる」と規定されておりますので、予めご了承ください。

また、会長代理についてですが、「松戸都市計画事業 土地区画整理審議会 会議運営規則第2条第3項」の規定により、「会長代理は会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する」と規定されております。

その場合、会長と同様に委員として審議会の議決に加わることはできませんので、ご了承ください。

以上、説明とさせていただきます。

#### 大川委員

それでは、会長の選任を行います。

自薦、他薦は問いませんので、ご意見はございますでしょうか。

ご発言の際には挙手をし、指名を受けましたら、委員名を告げてからご発言をお願いいたします。

(酒井委員挙手)

#### 大川委員

酒井委員お願いします。

#### 酒井委員

酒井です。意見を述べます。私は今までどおり会長には田嶋委員、会長代理には大川委員が良いと思います。理由としてはお二人はこの地域のことを誰よりも熟知しております。先祖代々ご家族で住まれ、お二人ともこの地でお生まれになり、このメンバーの中でもより地域を熟知されていると思いますので、今まで通りお願いしたいと思います。以上です

#### 大川委員

他にございますか。

(色川委員挙手)

#### 大川委員

色川委員お願いします。

#### 色川委員

今の酒井委員の意見に賛同します。酒井委員の理由に加えて区画整理の豊富な経験を踏まえて今後もお願いしたいと思います。

#### 大川委員

ただいま、酒井委員と色川委員から田嶋委員の推薦がありました。

田嶋委員は推薦をお受けいただけますでしょうか。

#### 田嶋委員

はい。お受けさせていただきます。よろしくお願いします。

#### 大川委員

他にございますでしょうか。

ないようですので、会長は田嶋委員に決定とし、これにより、これからの議事進行は田嶋会長にお願いすることとなります。一度、事務局に戻させていただきます。

#### 事務局

大川委員ありがとうございました。

それでは、ただいま選任されました、田嶋会長より一言ごあいさつをお願い申し上げます。

#### 田嶋会長

田嶋です。よろしくお願いします。

まず一番大事なのは、仮住まいされている方も当然にいますので、できるだけ早く街びらきを目指し、地元の皆様が帰ってきて、すばらしい駅前の街になるように尽力していきたいと思っております。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上、挨拶をさせていただきます。

#### 事務局

田嶋会長ありがとうございました。これより議事の進行は会長にお願いいたしますが、先ほど会長代理の推薦がありましたので、それを踏まえて議事進行をお願いいたします。

#### 田嶋会長

会議を再開いたします。会長代理を正式に選任いたします。酒井委員から先ほどもありましたが、ほかに他薦・自薦ありましたらお願いします。

(意見の受付)

ないようですので、酒井委員から推薦がありました大川委員は推薦をお受けいただけますでしょうか。

#### 大川委員

お受けいたします。

#### 田嶋会長

それでは、大川会長代理に一言いただきたいと思えます。

## 大川会長代理

会長を支えて、なんとか5年間務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

## 田嶋会長

よろしくお願いします。

続きまして、議題第2号「会議の公開・非公開の決定について」に入らせていただきます。

事務局より議題の説明をお願いいたします。

## 事務局

議題第2号「会議の公開・非公開の決定について」説明いたします。

お手元の【資料5】2頁をご覧ください。

会議の公開・非公開については、松戸市における審議会運営上の方針及び、松戸都市計画事業土地区画整理審議会 会議運営規則第7条の規定により、会議は「原則公開」となっております。

ただし、松戸都市計画事業 新松戸駅東側地区土地区画整理審議会 傍聴要領第2条において「非公開とする会議」として、「会議を公開しないことができる」と規定されております。

本審議会の審議内容には、地権者の権利情報等の非開示とすべき情報が多く含む点から、「非公開とする会議」とすることができます。

委員の皆さまに公開の承諾が得られました議題に関しましては、会議後、審議結果及び議事録を松戸市公式HPにより公表しております。

続きまして、「松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会 傍聴要領」についてご説明いたします。

【資料6】をご覧ください。こちらは傍聴に関して必要な事項を定めることを目的としています。

まず第1条。第1条は規則の目的を定めております。

第2条。第2条は非公開とする会議について定められており、原則公開としていますが、非公開とすることができる場合について3つとなります。

1 つめは、非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合。

2 つめは、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

3 つめは、その他、会長が特に認めたものと規定されております。

第3条。第3条は会議を傍聴するための手続きについて定められております。

第4条。第4条は定員について定められており、原則10名としていますが、会場により適宜増減させることができます。

第5条。第5条は傍聴者は会長の指示に従うことと定められております。

第6条。第6条は傍聴ができない者について定められております。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、録音機又は撮影機の類を携帯している者
- (3) 貼り紙、ビラ、プラカード又は旗の類を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用、若しくは携帯している者
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者、と規定されております。

第7条。第7条は傍聴者の遵守事項について定められております。

- (1) 審議会における言論に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会長の許可を得ず、写真撮影、録画又は録音等を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。と規定されております。

第8条。第8条は傍聴者の退場する場合について、2つ定められております。

- (1) 会長が非公開であることを宣告し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者が前条に違反し、会長が退場を命じたとき。

第9条。第9条は委任について定められており、この要領に定めない事項については会長が定める、と規定されております。

なお、令和6年7月14日に開催された第4回松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会において、今後の予定議題である「換地設計及び立体換地の変更に関する審議」につきましては、個人の財産に係る情報となりますことから、非公開として、決定されておりますので、ご承知おきください。

以上、説明とさせていただきます。

#### 事務局

議題第2号について質問等はございますでしょうか。

(質問受付)

ないようですので、次の議題にうつらせていただきます。

#### 会長

それでは、議題第3号「議席の決定について」に入ります。事務局より議題の説明をお願いいたします。

#### 事務局

松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則第4条の規定により、「議席は会長が定める」となっております。

なお、本日は、事務局で抽選棒をご用意させていただきました。会長のご承認が得られましたら、抽選にて議席を決定させていただきたく存じます。

なお、会長および会長代理に関しましては、今後、議事の進行をしていただくことになるため、会議の運営の都合上、議席番号1を会長、議席番号2を会長代理とさせていただきたいと考えております。田嶋会長よろしいでしょうか。

#### 会長

お願いします。

#### 事務局

会長の承認が得られましたので、抽選にて議席を決定させていただき、議席番号1を田嶋会長、議席番号2を大川会長代理とさせていただきます。

それでは、抽選の方法を説明いたします。

抽選は松戸市の選挙と同じく、くじで決めさせていただきます。

また、くじは予備くじ、本くじ、2回引いていただきます。

予備くじは「議席番号を決める本くじ」を引く順番を決めるためのくじで、抽選の順番は、地権者の方は立候補届出順で引いていただき、その後学識経験者の方は仮議席番号順に引いていただきます。

その後、予備くじで決まった順番で本くじを引いていただきます。本くじは3番から10番の番号が記載されていますので、その番号が議席番号となります。以上、説明とさせていただきます。

## 会長

それでは、事務局職員が順に回りますので、予備くじの抽選棒を引いてください。

(抽選)

1番が寺島委員、2番が郡司委員、3番が色川委員、4番が板谷委員  
5番が酒井委員、6番が千葉委員、7番が河合委員、8番が大場委員

それでは、本くじを引く順番が決まりましたので、1番の寺島委員からくじを引いてください。

(抽選)

それでは、議席番号を発表いたします。議席番号1は、会長である私、田嶋、議席番号2は、大川会長代理となります。それでは、議席番号3から順次、発表させていただきます。

議席番号3は郡司委員、議席番号4は千葉委員、  
議席番号5は色川委員、議席番号6は河合委員、  
議席番号7は大場委員、議席番号8は板谷委員、  
議席番号9は寺島委員、議席番号10は酒井委員

以上でございます。

委員の皆様方には、次回の審議会からただいま決定いたしました議席番号の順で、ご着席をお願いしたいと思います。席順が決まりましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、議題第4号「議事録署名人の指名について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局

議題第5号「議事録署名人の指名について」、【資料5】3頁に沿って説明いたします。

会議の議事録は、「松戸都市計画事業土地区画整理審議会会議運営規則第15条第2項」の規定により、「会長は署名者を会議出席委員のうちから指名する」となっております。

署名委員は2名とさせていただきたいと思っております。  
以上、説明とさせていただきます。

それでは、議事録署名人の指名を行います。  
指名方法に関して何かご提案ございますでしょうか。

(意見受付)

特にご意見がないようですので、本日の会議の議事録署名人につきましては、先ほど決定した、議席番号3番及び4番の郡司委員と千葉委員にお願いしたいと思っております。

また、一定の方の負担とならないよう、次回は、議席番号5番と6番というように持ち回り制で指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の議題は終了いたします。  
司会を事務局にお戻しします。

## 事務局

田嶋会長ありがとうございました。

最後に、写真撮影を行います。準備しますのでお待ちください。なお、この写真は内部の記録用で撮らせていただきます。

## 酒井委員

今後の予定について教えてください。

## 事務局

来年度は2回、審議会を開催できるよう予算措置をしておりますが、開催時期は決まっておりません。

1回分は、評価員が異動して変更する場合に開催する必要がでてきますが、異動については未定のため、決まり次第開催するものです。

もう1回分は換地計画のやむを得ず変更する場合に、委員の方にご審議して

いただくため、必要に応じて開催するものです。

田嶋会長

変更するものがなければ、開催しないということでよいでしょうか。

事務局

はい。そのように考えております。

(写真撮影)

### 3. 閉会

事務局

それでは、席に一度お戻りください。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

資料の取扱についてですが、資料はこちらに置いてお帰りください。市の方で保管させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。